

公立丹南病院組合病院事業会計における

令和 7 年度の資金不足比率を公表します

平成 19 年 6 月 22 日に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第 22 条第 1 項の規定により、公立丹南病院組合病院事業会計における令和 7 年度の資金不足比率を次のとおり公表します。

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
公立丹南病院組合病院事業会計	—	20.0

備考 資金不足額がない場合は、「—」と記載しています。

※ 資金不足比率

公営企業（病院事業）の資金不足を、診療報酬等の料金収入等の規模で示される「事業規模」と比較して指標化し、公営企業会計の経営状況の深刻度を示すのが「資金不足比率」です。

このように、公営企業の経営状況を、それぞれの「事業規模」に対する資金不足額の規模で表したのが「資金不足比率」であり、この比率が高くなるほど、料金収入等で資金不足額を解消することが困難になりますから、公営企業としては経営状況に問題があることとなります。

令和 7 年度における公立丹南病院組合の公営企業会計（病院事業会計）の資金不足比率については、資金不足額が生じておらず、資金剰余の状態であり、良好な経営状況となりました。